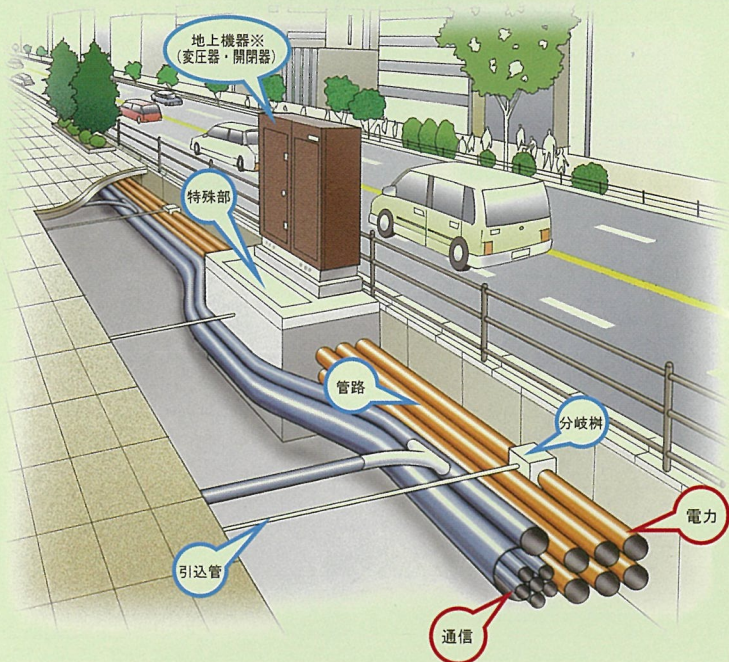


電線共同溝整備を推進しています!!

電線共同溝の構造



電線共同溝の構造は、管路と特殊部に大別され、地中に埋設されます。

【管路】：電線を収容します

【特殊部】：分岐設備や維持管理部分
電気の電圧を変えたりする変圧器等の地上機器は、歩道上に設置されます。

沿道の家屋や店舗等の建物には、原則として全て地中から配線されます

※ 地上機器の種類

変圧器：主に一般家屋等への電力供給に必要な

開閉器：主に大規模商業施設や病院への電力供給に必要な

電線共同溝の整備効果

● 安全・安心な歩行空間の確保



電柱があると、歩道が狭くなり、通行の妨げになることがあります。

電柱をなくすことで、歩道スペースを広く確保でき、高齢者の方や車イスを含む全ての歩道利用者が安心して通れるようになります。

● 災害時の二次災害の防止



地震や台風などの災害時には、電柱の倒壊や切断等により、緊急車両の通行の妨げになる等、救急・復旧活動の大きな支障となります。電線共同溝整備により、これらの危険性を回避し、安全・安心な道路・ライフライン機能が確保されます。

● 美しい街並みの形成



電柱や電線がなくなることで、空も広く感じるようになり、見違えるほど美しい街並みに生まれ変わります。

電線共同溝の整備事例

【国道45号 仙台市宮城野区小田原】

宮城野原広域防災拠点と仙台塩釜港を結ぶ緊急輸送道路である国道45号において、被災時の交通の妨げとなる架空線や電柱を電線共同溝整備により撤去し、国道の防災性が向上しました。

整備前



整備後



【国道4号 仙台市太白区諏訪】

狭隘な歩道のため、歩行者同士のすれ違いにも支障を来していましたが、区画整理事業と一体となって無電柱化を進めたことで、歩行者・自転車・自動車の各々にとって安全で快適な道路空間となりました。

整備前



整備後



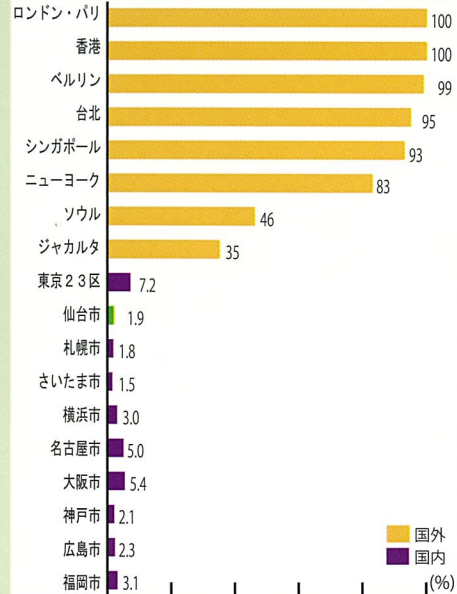
電柱の占用制限

電柱は、道路法第37条の改正により、平成28年4月1日から緊急輸送路には原則として建てられなくなります。電柱を今より増やさず、併行して地中化を推進していく事で、災害時の緊急車両の通行を阻害するリスクを低減していきます。

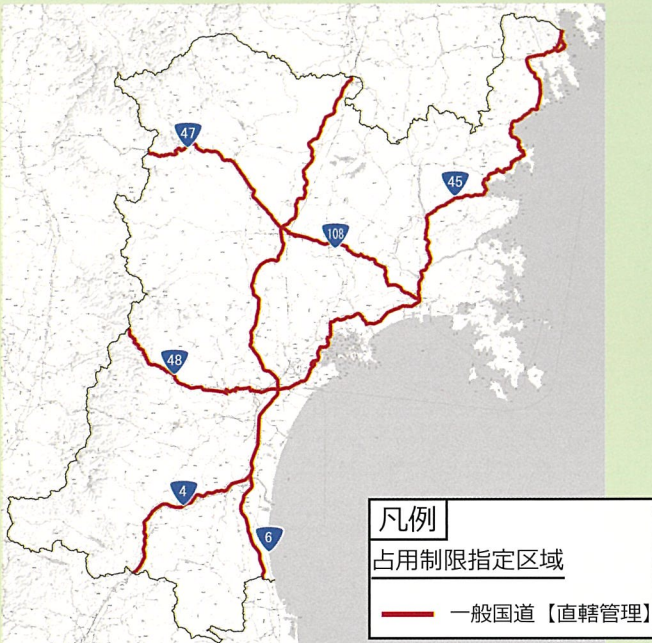
データでみる電線共同溝

ロンドンやパリでは100%の無電柱化を実現しているのに対して、東京23区で7.2%、仙台市で1.9%と大きな差があります。「安全・快適な道路空間の確保」「ライフラインの信頼性向上」「美しい都市景観の創出」を実現するためにも、無電柱化を推進する必要があります。

【欧米主要都市と日本の無電柱化率の現状】



● 国土交通省調べによる、2014年3月末時点の状況
● 道路延長（上下線別）ベース



国土交通省東北地方整備局
 仙台河川国道事務所